

○勝央町軽自動車税減免事務取扱要綱

(平成 23 年 3 月 9 日告示第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、勝央町税条例（昭和 29 年勝央町条例第 12 号。以下「条例」という。）第 89 条及び第 90 条の規定に基づく軽自動車税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公益による減免)

第 2 条 条例第 89 条第 1 項に規定する公益のため直接専用するものとは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する事業を行う法人が所有又は使用する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち、直接その本来の事業の用に供するものとする。

(身体障害者等に対する減免)

第 3 条 条例第 90 条第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等及び厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、減免の対象となる障害の区分及び程度は、別表のとおりとする。

2 条例第 90 条第 1 項第 1 号に規定する年齢 18 歳未満の基準は、当該年度の 4 月 1 日とする。

3 条例第 90 条第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、町長が必要と認めるものとは、当該身体障害者等の障害の区分が別表中生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄のいずれかに該当し、かつ、当該身体障害者等の通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業（生業）のために使用するものとする。

4 条例第 90 条第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるものとは、当該身体障害者等の障害の区分が別表中生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄のいずれかに該当し、かつ、当該身体障害者等が通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業（生業）のため 1 年以上継続して週 3 日以上使用する場合とする。

5 条例第 90 条第 1 項第 2 号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもとは、次に掲げるものとする。

(1) 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの

(2) 浴槽を装備しているもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられたもの
(軽自動車等の提示に代わる書類)

第4条 条例第90条第3項に規定する軽自動車等の提示に代わると認める書類は、当該軽自動車等が身体障害者等の利用に供するための構造となっていることを証明する自動車検査証、仕様書等とする。

(減免の制限)

第5条 第3条第2項から第4項の規定により減免することができる軽自動車等は、1人の身体障害者等について1台とし、軽自動車検査証に事業用と記載されているものを除くものとする。

(減免の額等)

第6条 条例第89条第1項及び条例第90条第1項の規定による減免の額は、軽自動車税の全額とする。

2 賦課期日後年の中途において減免すべき事由に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、当該該当することとなった日又は該当しなくなった日の属する年度の翌年度分から減免又は課税するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

身体障害者に係る軽自動車税の減免認定基準表							
障害の等級又は障害の程度							
障害の 区分	身体障害者 手帳の交付 を受けてい る者		戦傷病者手帳 の交付を受け ている者		精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている者		療育手帳の交付を 受けている者
	本人が所有及び運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が所有及び運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が所有及び運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合

視覚障害	1 級から4 級までの各級	1 級から3 級までの各級及び4 級	特別項症から第4 項症までの各項症	特別項症から第4 項症までの各項症	障害等級が「1 級」でかつ通院医療費の公費負担を受けていること（手帳に通院医療費の受給者番号が記載されていること。又は記載されていない場合は、患者票を添付すること。手帳の有効期限が経過していないこと。）	障害等級が「1 級」でかつ通院医療費の公費負担を受けていること（手帳に通院医療費の受給者番号が記載されていること。又は記載されていない場合は、患者票を添付すること。手帳の有効期限が経過していないこと。）	障害の程度が「A」で、次の判定年月が経過していないこと。	障害の程度が「A」で、次の判定年月が経過していないこと。
聴覚障害	2 級及び3 級	2 級及び3 級	特別項症から第4 項症までの各項症	特別項症から第4 項症までの各項症				
平衡機能障害	3 級	3 級	特別項症から第4 項症までの各項症	特別項症から第4 項症までの各項症				
音声機能障害	3 級（気管を開口しているものに限る）	3 級（気管を開口しているものに限る）	特別項症から第2 項症までの各項症（気管を開口しているものに限る）	特別項症から第2 項症までの各項症（気管を開口しているものに限る）				
上肢不自由	1 級及び2 級	1 級及び2 級	特別項症から第3 項症までの各項症	特別項症から第3 項症までの各項症				
下肢不自由	1 級から6 級までの各級	1 級から3 級までの各級	特別項症から第6 項症までの各項症及び	特別項症から第3 項症までの各項症				

			第1款 症から 第3款 症まで の各款 症						
体幹不 自由	1 級 から 3 級 まで の各 級及 び5 級	1 級か ら 3 級ま での 各級	特別項 症から 第6項 症まで の各項 症及び 第1款 症から 第3款 症まで の各款 症	特別項 症から 第4項 症まで の各項 症					
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級 及び 2 級	1 級及 び 2 級						
	移動機能	1 級 から 6 級 まで の各 級	1 級か ら 3 級ま での 各級						
心臓、	1 級	1 級及	特別項	特別項					

じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう、又は直腸機能障害	及び3級	び3級	症から第3項症までの各項症	症から第3項症までの各項症				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級						
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症				